

# コレワーク四国



つ(な)ぐ コレワーク  
0120-29-5089

罪を犯して刑務所や少年院に入っている人と、事業主の皆様とをつなぐお手伝いをする**法務省の機関**です。

コレワーク四国は、主に四国4県を中心に活動を行い、出所者や出院者の雇用を検討して下さる事業主の皆様の、御相談や情報提供に対応させていただきます。

物流関係の仕事を希望し、香川県に帰ってくる人を雇いたいなあ。



事業主

コレワーク



刑務所・少年院  
(矯正施設)



○さん



□さん

受刑者等の情報を一括管理



雇用ニーズにマッチする人を收容する施設をご紹介します

〇〇刑務所に求人を出してはいかがでしょうか？

事業主の皆様に安心してご利用いただくため、

- ・雇用に関する支援制度や手続き等を分かりやすく説明する「雇用支援セミナー」
- ・雇用するに当たり、様々な不安に思われることにお答えする「個別相談会」
- ・実際に受刑者の日常を「塀の中」で見ってもらう「刑務所・少年院スタディツアー」など、開催しております。



雇用支援セミナー



個別相談会



刑務所・少年院スタディツアー

Q:ドライバー不足していませんか？

刑務所では、ドライバーの仕事を希望する者も数多くいます。中には、大型や中型自動車免許を所持している者、社会で物流関係経験者もいます。数は少ないですが、職業訓練で自動車整備士等を取得できる刑務所等もあります。



## 就労に向けた刑務所・少年院の取組

刑務所・少年院では、勤労意欲を喚起し、職業上有用な知識や技能を習得させているほか、様々な免許・資格が取得できる職業訓練等を実施しています。

## 事業主の方を支える仕組みがあります



※ご利用いただくためには、事前の登録などの諸条件があります。

刑務所出所者等就労奨励金制度

身元保証制度

トライアル雇用制度



雇用後、職場でお困りのことがある場合には『法務少年支援センター』で相談ができます。

**MEMO**

「受刑者等専用求人」ご存じですか？  
受刑者や少年院在院者などを対象とした**非公開**の専用求人があります。

もし雇用するなら、どうしたらいいんだろう・・・



疑問や不安な点など、まずはお気軽に**コレワーク**にお問い合わせください。



## 雇用から始まる社会貢献 法務省が応援します



コレワーク四国(担当エリア:四国4県)

電話: **0120-29-5089** (フリーダイヤル)



E-mail: [corrework-shikoku@i.moj.go.jp](mailto:corrework-shikoku@i.moj.go.jp)  
<https://www.moj.go.jp/KYOUSEI/CORRE-WORK/index.html>  
〒760-0033

香川県高松市丸の内1番1号  
法務省高松矯正管区 矯正就労支援情報センター



## コレワーク利用について 各手続等のご案内

### ★ 前提となること ★

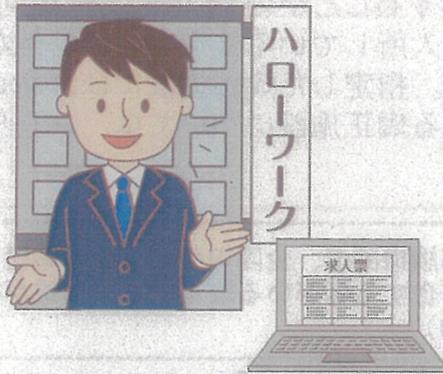
#### ○ ハローワークでの事業所登録

受刑者・少年院在院者の採用に当たっては、ハローワークを通じた採用手続のご利用をお願いしています。

そのため、事業所の所在地において、事業所登録を行う必要があります。

## 1 受刑者等専用求人への申し込み

事業所所在地  
ハローワーク

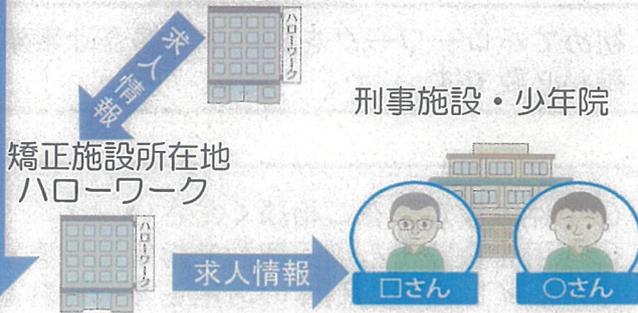


「受刑者等専用求人」は、受刑者や少年院在院者などを対象にした専用の求人です。一般の求職者には非公開であって、当該求人情報を提供する刑務所・少年院を指定することができます。

事業所所在地を管轄するハローワークにて、コレワークからお伝えした矯正施設（刑務所や少年院）を指定した受刑者等専用求人への申し込みをお願いします。

## 2 矯正施設における募集の実施

事業所所在地  
ハローワーク



申し込みいただいた受刑者等専用求人は、矯正施設の所在地のハローワークから指定された矯正施設に届けられます。ここから募集が始まります。

受刑者・少年院在院者が求人票に応募する場合には、ハローワークで紹介状が発行され、事業主の方に連絡されます。

## 3 採用面接等の手続

※刑務所・少年院で面接できます。

書類選考・採用面接等により、応募者の採用の可否をご検討ください。ハローワーク又は刑務所・少年院から面接日や選考手続の連絡がありますが、ご相談いただければ、コレワークでもその調整に当たります。

# 受刑者や少年院在院者などの雇用を 希望される事業主の皆さまへ

## 受刑者等専用求人のご案内

受刑者や少年院在院者の雇用を希望される場合は、「受刑者等専用求人」をご活用ください。

### 「受刑者等専用求人」とは？

「受刑者等専用求人」は、受刑者や少年院在院者などを対象にした専用の求人です。以下の特徴があります。

#### ☆ 一般の求職者には非公開

一般の求人は、ハローワークの求人情報提供端末で検索できたり、希望すればインターネット上で公開できたりしますが、受刑者等専用求人は一般には非公開となり、ハローワークの職員のみ検索することができます。

#### ☆ 雇用を希望する特定の矯正施設を指定することが可能（複数指定可）

矯正施設の所在地、実施する職業訓練、入所している受刑者等の特性などに応じて雇用を希望する矯正施設を指定できます。指定した矯正施設には、ハローワークを通して求人情報が提供されます。指定する矯正施設については、コレワーク(※)にご相談ください。

※コレワークは、受刑者等の採用に関する法務省の相談機関で、全国の受刑者等の職歴、資格、帰住予定地等の情報を一括管理しており、雇用条件に適合する者がいる矯正施設の情報が提供されます。  
(お問い合わせ先：コレワーク ☎0120-29-5089)

### 「受刑者等専用求人」の申込手続は？

「受刑者等専用求人」の申込は一般の求人と同様に、最寄りのハローワークにお越しいただき手続をお願いします。

事業所登録

初めてハローワークを利用する場合は事業所登録が必要です。

↓

求人申込書に記入

○条件の設定等をご相談ください。  
○雇用を希望する矯正施設を指定できます。  
○トライアル雇用制度の活用を希望される場合は窓口でご相談ください。

↓

窓口相談・求人申込み

↓

○ハローワークから矯正施設に求人情報・求人票を提供します。  
○ハローワークや矯正施設から受刑者等に求人票を提供し、受刑者等の希望に応じてハローワークから紹介の連絡を行います。

※ ご不明な点は、最寄りのハローワーク又はコレワークまでお問い合わせください。

